

組合員並びに関係者の皆様へ

千葉県農業共済組合  
組合長理事 菊地幸雄

### 不祥事件発生のお知らせとお詫びについて

この度、誠に遺憾ながら、当組合におきまして下記のとおり不祥事件が発生いたしました。組合員並びに関係者の皆様に、ご迷惑、ご心配をおかけすることに役職員一同、心より深くお詫び申し上げます。

記

#### 1. 事件の概要

令和7年10月1日実施の千葉県による常例検査において、本所総務部作成の事前提出検査調書「現金・預金月末残高」の、預金月末残高と通帳の記帳残高に差異があるとの指摘を受けました。

指摘を受け組合内部での調査を行い、その結果組合職員による横領の事実を疑い、令和7年10月9日不祥事件疑いとして千葉県に報告しました。

その後の追跡調査や関係職員の事情聴取により、当組合職員1名（以下当事者）が令和6年1月から令和7年1月の13か月間に、8回にわたり合計 690,000 円を横領していましたことが判明しました。

また、令和6年11月14日に実施されました監事監査時には、銀行発行の残高証明書を偽造し、通帳残高を取り繕う、偽造私文書行使にも及んでいました。

なお、被害額は当事者より全額弁済されており、組合には実損害は確認されていません。

#### 2. 関係機関への報告

本不祥事件発覚後、監督官庁からの指導及び当組合規則に基づき、関係機関へ報告を行っております。また、警察へは連絡をいたしましたが、全額弁済されており被害届は提出しておりません。

#### 3. 当事者及び管理監督者の処分

当事者につきまして、令和7年11月30日付けで懲戒解雇処分といたしました。なお、管理監督者の処分については、4名を減給、1名を訓戒としました。

また、組合長は役員報酬の一部を自主返納したことをお知らせいたします。

#### 4. 再発防止に向けた取組みについて

今回の不祥事件を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、このような不祥事件が二度と起らないよう、原因の究明と実効的な再発防止策を策定のうえ、実践してまいります。また、再発防止策の履行状況を確認するとともに、役職員のコンプライアンス意識の徹底に取り組んでまいります。